

# 旅費に関する規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、構務のため出張する役員・委員および職員等に支給する旅費交通費について定める。

### (基本事項)

第2条 旅費交通費は最も経済的な通常の経路および方法に準じ、別途定める旅費により計算する。

### (旅費交通費の種類)

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 鉄道旅行について、鉄道賃は路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 水路旅行について、船賃は路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 航空旅行について、航空賃は路程に応じ旅客運賃により支給する。

ただし、出張後速やかな領収書と搭乗証明の提出があり、理事長が必要と認めた場合に限る。

- (4) 鉄道旅行以外の陸路旅行について、車賃は実費額により支給する。
- (5) 旅行中の宿泊料は泊数に応じ1夜あたり10,000円を支給する。
- (6) 雑費は旅行中の日数および滞在日数に応じ1日あたり5,000円を上限として支給する。

## 第2章 細則

### (運賃の算定)

第4条 鉄道賃の算定に際し、次のとおり付加支給する。

- (1) 片道100km以上の場合、特別急行料金。

### (その他の細目)

第5条 旅費交通費計算上の旅行日数は旅行のために要した日数による。

2. 旅行距離が片道400km以上ある地域へ日帰り出張をした場合の雑費は2倍とする。
3. 役員・委員の市内交通費は、第3条第6項の「雑費」に含むものとする。
4. 鉄道賃、船賃および航空賃に宿泊料が含まれる場合（パック料金等）においては、この金額に雑費を付加して支給する。ただし、この金額が第2条ならびに第3条に定める旅費交通費（雑費を含まず）を超える場合には、適用しない。

### (特別支給)

第6条 特別の事由によりこの規定によることが困難な場合はその旅行の実情を調査し、理事長の決裁を経て必要な旅費交通費を支給することができる。

付 則

1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。
2. この規定は平成26年度事業より適用する。

